

平成15年4月から、じん肺健康診断の検査の一つとしてじん肺有所見者に対する「肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査、<sup>かくたん</sup>喀痰細胞診）」の実施が事業者に義務づけられます。

健康管理手帳を交付された方は、国の費用負担で「肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査、<sup>かくたん</sup>喀痰細胞診）」を受けることができます。なお、健康管理手帳の交付を受けるには、都道府県労働局への申請が必要です。

問い合わせ先

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署

じん肺の合併症としての原発性肺がんにかかった場合は、労災補償の対象となります。

じん肺管理区分が  
管理2または管理3の  
方に対する

「肺がんに関する検査」

が、じん肺健康診断に  
追加されました。

